

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の  
 控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

（法第72条の2第1項  
 第1号に掲げる事業  
 第3号）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格組織再編成等の別	適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・	・
		支配関係発生日	・	・

調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算

当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	当該法人の控除未 済欠損金額等  〔当該法人の前期の別 表9の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			
			移転時価資産価額 が移転簿価資産価 額以下である場合  ①の金額	移転時価資産価額が移転簿価資産価額 を超える場合		特例計算による調 整後の当該法人分 の控除未済欠損金 額等  ②、③又は④
				移転時価資産超過額 が支配関係前欠損 金額等の合計額以下 である場合  〔支配関係事業年度前 の事業年度にあっては ⑥-⑦、支配関係事 業年度以後の事業年 度では①〕	移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額を超 える場合  〔支配関係事業年度前 の事業年度にあっては 0、支配関係事業年 度以後の事業年度に あっては①-⑩〕	
①	②	③	④	⑤		
・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
計						

移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	支配関係前欠損金 額等  〔支配関係事業年度前 の事業年度の①〕	移転時価資産超過 額が支配関係前欠 損金額等の合計額 以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合		
			⑥のうち移転時価 資産超過額を構成 するものとされた 部分の金額	支配関係事業年度以後 の事業年度の欠損金額 等のうち特定資産譲渡 等損失相当額以外の部 分から成る金額	支配関係後欠損金額 等	⑨のうち制限対象 金額を構成するも のとされた部分の 金額
			⑦の金額を⑥の古い ものから順次振当	〔別表12「⑧-⑫」〕	〔支配関係事業年度以後 の事業年度の①-⑧〕	〔⑬の金額を⑨の古いも のから順次振当〕
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
・	欠損金額等・災害損失金					
計						

制限対象金額の計算の明細

移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細

移転時価資産超過額 ⑩の(イ)～⑩の(ロ)	⑪	円	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)
支配関係前欠損金額等の合計額 ⑥の計	⑫			⑭	円
制限対象金額 ⑪～⑫	⑬		⑮		
			計	⑯	